

日弁連法1第209号

2009年12月7日

司法試験委員会

委員長 高橋宏志 殿

日本弁護士連合会

事務総長 丸島俊介

(公印省略)

「新司法試験シンポジウム～受験者から見た新司法  
試験・今あらためて新司法試験を考える～」で出さ  
れた主な意見について（報告）

本年11月14日、当連合会において「新司法試験シンポジウム～受験者から見た新司法試験・今あらためて新司法試験を考える～」を開催しました。100人を超える参加者を得て、今年と過年度の新司法試験合格者の目から見た新司法試験の実情が紹介され、研究者・実務家を交えて熱心な討議が行われました。

そこで出された主な意見は別紙のとおりですので、ご参考までに送付します。

なお、これらの意見は、報告者または発言者が個人的な立場で行ったものであり、当連合会としての意見ではないことを付言致します。

「新司法試験シンポジウム～受験者から見た新司法  
試験・今あらためて新司法試験を考える～」(20  
09年11月14日)で出された主な意見

1 短答式について

- ・基本的で実務的な良問が多いと指摘されているが、受験生の立場で限られた時間で全体を解答して試みる必要があると、全体としてみると、量と出題形式から時間不足である。時間数を増やすか、出題数を減らすべきである。
- ・刑訴・刑法は、選択肢の全てについて検討しなければ正解が導けないいわゆる「完全解型」の問いが増えた。「完全解型」は、質的には優れているが、量的には解答に要する時間が増加しており、時間内に解くことが困難になっている。
- ・出題範囲が広く(あるいは科目数が旧試験と比べて著しく多く)、受験者の学習(自学自習)負担が重くなっている。未修者(とりわけ純粹未修者)に厳しい試験となっている。
- ・短答式の配点比率を下げることは望ましい。
- ・短答式の配点比率を下げ、かつ合格点を上げて足切りを増やすと、旧試験の短答式試験に性格が近づくことになる。
- ・足切りがあることは、受験者に大きな精神的負担となっている。足切りされると、論文式の成績も通知されないため、ますます学習成果が把握できなくなる。
- ・短答式の足切り水準は、論文式試験の採点の考査委員の人数から決定すべきではなく、必要とされる知識を基準として決定すべきである。

## 2 論文式について

- ・解答すべき分量が試験時間に比して多すぎる（全科目）。そのため、結果として、出題者の意図に反して、時間配分のいかんやその他の受験技術によって差がついているのではないか（深く考えすぎて時間不足で失敗した者もあり、要領よく知識を吐き出す旧試験型の受験対策が有効になりつつあるのではないか）。
- ・他方で、設問に添付される資料が減り、問答形式による誘導が増えている。その結果、多くの資料の中から、法的に意味のある事実を抽出するとともに法律上の問題点を発見する能力が弱くても解答することができるようになりつつあるという意味において、出題が旧試験の形式に近づきつつあるということはないか。論証パターンの暗記では対応できないような問題発見能力や分析能力を試すことの意義は大きい。
- ・一部の出題が難し過ぎる（憲法，刑法）。多くの受験者が時間不足などによって十分な解答ができない状態であったとしたら、受験者の学習成果を正しく判別できるのか。考査委員が、実際に採点を行ってからその実感を踏まえて配点を変更している実情があるのであれば、考査委員ヒアリング等でその旨を公表するべきであろう。
- ・融合問題が減少している。受験生にとっては対応しやすい側面があるようだが、新試験の良さが失われつつあるということはないか。
- ・一見融合問題でも、複数の問題をつなぎ合わせただけのものもある。融合問題の形式にしたために小問の数が多くなると、時間配分が極めて重要な要素となってくる。結果として、融合問題という出題形式が個々の小問の解答を困難にしていることになるのではないか。
- ・融合問題を続けるか否かの方針を検討すべき時期にきているのではないか。

- ・民事系科目は、短答式も論文式も司法修習における民事裁判科目で頻出する論点が多数取り上げられている。
- ・従来同様に配点を示しているのはよいが、今回の民法第2問では「(配点：200〔設問1から設問4までの配点の割合は、5：5：3.5：6.5])」という配点比率の表現は分かりにくかった。「配点200点、設問1は50点、設問2は50点、設問3は35点、設問4は65点」と記載するなど表現方法に改善の余地があるのではないか。
- ・受験者には科目ごとの合計点のみならず、問題ごとの採点結果を開示すべきである。合計点のみでは、受験者は問題ごとの出来不出来が判断できず、学習の指針が立てられない。問題ごとの点数であれば、開示しても弊害は少ないのではないか。
- ・合格水準に達する答案イメージを公表すべきである。現在公表されている出題の趣旨は、抽象的で具体的な指針になっていない。例えば、どのような答案を書けば合格できたのか、複数の答案イメージを示すなど具体的な指標を出すことが重要である。
- ・詳細な採点基準の開示は答案の形式化・画一化を生むとの指摘があるが、それを乗り越えて、基準の公正さを明らかにする努力をして欲しい。

### 3 制度全体のあり方について

- ・全体に試験の負担が過重で、法科大学院教育を圧迫している。
- ・短答式の配点比率を引き下げたことは正しい方向だが、発表時期が直前であり、今年度に限っては、受験者を混乱させ、不公平を生じたのではないか。
- ・問題は短答式・論文式を通じて全体として難化してきている。難しい問題を出題するなら、十分な資料を与え、時間をかけてじっくり取り

- 組ませて、思考力・応用力を正しく判定すべきである。
- ・採点や合格水準の設定について、情報開示が不十分である。公表されている出題の趣旨は、抽象的で具体的な指針になっていないものも多い。
  - ・司法研修所から、民法・刑法を中心とする新試験合格者の基本的知識の理解不足が指摘されている。しかし、民法・刑法の基本的知識だけでなく、幅広い視野や知識を持っていることが評価されるべきである。し、司法試験もそのような幅広い能力や知識についての評価を行う試験であるべきである。
  - ・初回受験者の合格率が高く、受験回数が増えるに従って合格率が下がっているのは、試験のあり方として良い傾向である。
  - ・合格率については、単年度ではなく3年間の累計で評価すべき。単年度合格率が低い中で、累計で修了者の7割以上が合格している法科大学院もあることにも留意すべき。
  - ・受験回数制限を見直す必要がある。特に純粹未修者が既修者や法学部出身の未修者と同様に回数制限を受けるのは公平性を欠く。多様な人材を確保の見地から純粹未修者についての受験回数撤廃を検討するべきである。

以 上